

東大阪市介護給付費等支給決定基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第22条第1項に規定する介護給付費等の支給の要否の決定（以下「支給要否決定」という。）及び法第22条第7項に規定する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）の決定を公平かつ適性に行うために必要な事項を定めるものとする。

(障害福祉サービス相互間の調整)

第2条 市長は、重度訪問介護に係る支給要否決定を行う場合については、併せて居宅介護、同行援護又は行動援護に係る決定を行うことができない。

ただし、「対象者が知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するもの」で行動援護事業者等が行うアセスメントを経て重度訪問介護の決定を行った場合は、必要に応じて行動援護に係る決定をすることができるものとする。

2 市長は、重度障害者等包括支援に係る支給要否決定を行う場合については、併せて他の障害福祉サービスに係る決定を行うことができない。

3 市長は、共同生活援助に係る支給要否決定を行う場合については、併せて居宅介護、重度訪問介護又は短期入所に係る決定を行うことができない（平成18年厚生労働省令第171号第18条の2第1項及び第2項の適用を受ける入居者、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業者の入居者を除く）。

ただし、以下に該当する場合は、この限りでない。

①入居者が慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により定期的に通院を必要とし、通院等介助又は通院等乗降介助を利用する必要がある場合

②入居者が一時帰宅する際に、居宅介護（身体介護又は家事援助）又は短期入所の利用を市長が特に必要と認める場合

(介護保険法による給付との調整の例外)

第3条 市長は、介護保険法（平成9年法律第123号）第40条に規定する介護給付のみによって適正な支給量を確保することができないと認めた場合に限り、居宅介護又は重度訪問介護に係る支給要否決定を行うことができる。

(障害児の調査項目等)

第4条 市長は、障害児に係る居宅介護、行動援護又は短期入所に係る支給要否決定を行うにあたっては、別表第1に掲げる項目（5領域11項目）を調査するものとする。

2 市長は、障害児に係る行動援護の支給要否決定を行うにあたっては、別表第2に掲げる項目を調査するものとする。

3 市長は、15歳以上の障害児に係る重度訪問介護、生活介護、自立訓練、就労移行又は就労継続支援の支給要否決定を行うにあたっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第63条の2または3の規定により市長が通知を受けた場合に限り、当該障害児を障害者とみなすものとする。

4 市長は、概ね15歳以上の障害児に係る重度障害者等包括支援の支給要否決定を行うにあたっては、東大阪市障害支援区分認定審査会（以下「審査会」という。）において当該障害児が重度障害者等包括支援の対象となることが相当であるかどうかの意見を聴くものとする。

5 市長は、障害児に係る同行援護の支給要否決定を行うにあたっては、別表第5に掲げる項目を調査するものとする。

(支給量決定の際の勘案事項)

第5条 市長は、障害福祉サービスの支給要否決定を行うにあたり、法施行規則第12条各号に定める事項を勘案するとともに、必要に応じ、次の各号に定める事項を勘案するものとする。

(1) 社会活動及び介護者、居住等の状況

(2) 訓練・就労に関する評価

(3) サービスの利用計画

(支給基準の設定)

第6条 市長は、支給量に関して支給基準を定めるものとする。

2 支給基準は、障害福祉サービスの種類ごとに、障害支援区分により別表第3に定めるとおりとする。

3 第2条第3項ただし書の場合における支給基準は、①については、一月において16時間の範囲内、②の居宅介護については一月において10時間の範囲内とする。

4 第3条の場合における支給基準は、居宅介護20時間若しくは重度訪問介護50時間又は一月において別表第4に規定する加算後の支給量から200時間を除いた範囲内の時間（現に同表に定める支給基準200時間を超えて介護給付を受けている者が、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護を受けることとなった場合に限る。）

（障害者の特別加算）

第7条 市長は、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の対象者（第6条第4項の規定により重度訪問介護の支給を受けている者を除く）で、単身等でより多くの介護力が必要なため支給基準を上回る時間が必要と認める場合については、支給基準に特別加算を行うことができる。

2 市長は、特別加算を行う場合については、別表第4に掲げる評価を行うものとし、当該評価による合計得点が1点以上となる場合に特別加算を行い、その加算後の支給基準は、別表第4において定める時間及び単位とする。

（障害児の特別加算）

第8条 市長は、15歳以上の児童で法第20条第2項の規定による調査により、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）第1条第6号イ、第7号イのいずれかの状態に該当するものであって、審査会において個別支援会議で作成された個別支援計画を審査し、44時間を超える支給量が必要と認める場合については、支給基準に特別加算を行うことができる。

2 特別加算の支給基準は、次の表のとおりとする。

障害支援区分	居宅介護
区分5	52時間
区分6	60時間

備考)障害支援区分は、第8条に規定する状態に基づき判定するものとする。

（非定型の支給量）

第9条 市長は、支給基準及び特別加算を適用して支給量を定めることが適当でないと認める場合に限り、非定型として審査会の意見を聴いた上で適切な支給量を決定するものとする。

なお、市長が適当でないとする場合は、下記各号のいずれかの状態像のうち、個々の障害の程度や生活実態等を総合的に鑑み、市長が非定型として意見を聞くのが適切と判断したものとする。

- ① 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複したいわゆる重症心身障害の場合
- ② 常時医療的ケアが必要な場合
- ③ 単身又はそれに準ずる状態で家族の介護を全く受けることができず、かつ日中活動系サービスをほとんど利用していない場合
- ④ 65歳を超え、介護保険制度だけではこれまでの生活が維持できないあるいは困難となる場合
- ⑤ 就寝中に排泄、体位変換等の介助が必要な場合
- ⑥ 上記のほか、特に市長が必要と認める場合
(二人派遣の支給基準等)

第10条 市長は、本人又は介護者及びサービス提供者の理由書により二人派遣での障害福祉サービスの提供が必要と認める場合については、二人派遣の決定を行うことができる。

2 二人派遣の決定を行う場合の支給基準は、別表第3に定める時間に2を乗じたものとする。

3 二人派遣の決定を行う場合の特別加算は、別表第4に定める時間及び単位に2を乗じたものとする。

4 第2条第3項ただし書又は第3条の場合において、二人派遣の決定を行う場合の支給基準は、第6条第3項又は第4項に定める時間に2を乗じた時間の範囲内とする。

(その他)

第11条 その他、支給決定に必要な事項及び定めのない事項に関しては、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 法附則第19条の規定により法第19条第1項に規定する支給決定を受け

たとみなされた者については、併せて居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の決定を受けることができない。ただし、一時帰宅する場合であって市長が特に必要があると認めるときに利用する際は、この限りでない。

- 3 平成30年3月31日までの間、法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に関する省令（平成18年厚生労働省令第171号）附則第18条の2第1項及び第2項の適用を受ける入居者、及び経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の入居者についての障害福祉サービスの支給基準は、別表第6に定めるとおりとする。

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条第1項関係)

児童調査票 (5領域11項目)

※通常の発達において必要とされる介助等は“できる”を選択

① 食事

1.全介助(全面的に介助を要する) 2.一部介助(おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する) 3.できる

② 排せつ

1.全介助(全面的に介助を要する) 2.一部介助(便器に座らせてもらうなど一部介助を要する) 3.できる

③ 入浴

1.全介助(全面的に介助を要する) 2.一部介助(身体を洗ってもらうなど一部介助を要する) 3.できる

④ 移動

1.全介助(全面的に介助を要する) 2.一部介助(手を貸してもらうなど一部介助を要する) 3.できる

⑤ 行動障害および精神症状 (あてはまる番号に一つだけ○印)

(1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や危険認識に欠ける行動

1.ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要 2.週に1回以上の支援や配慮等が必要 3.ない

(2) 睡眠障害や食事・排せつにかかる不適応行動(多飲水や過飲水を含む)

1.ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要 2.週に1回以上の支援や配慮等が必要 3.ない

(3) 自分をたたいたり傷つけたり、他人をたたいたり蹴ったり、器物を壊したりする行為

1.ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要 2.週に1回以上の支援や配慮等が必要 3.ない

(4) 気分が憂うつで悲観的になったり、時には思考力が低下する

1.ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要 2.週に1回以上の支援や配慮等が必要 3.ない

(5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる

1.ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要 2.週に1回以上の支援や配慮等が必要 3.ない

(6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない、また自室に閉じこもって何もしないでいる

1.ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要 2.週に1回以上の支援や配慮等が必要 3.ない

(7) 学習障害のため、読み書きが困難

1.ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要 2.週に1回以上の支援や配慮等が必要 3.ない

【区分3】①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要」が1項目以上

【区分2】①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「週に1回以上の支援や配慮等が必要」が1項目以上

【区分1】区分3又は区分2に該当しない児童で、①～④のうち、「一部介助」、「全介助」が1項目以上

別表第2(第4条第2項関係)

行動援護対象者(児)の判定基準表

対象者(児)名

調査項目等	0点			1点		2点	
コミュニケーション (3-3)	1. 日常生活に支障がない			2. 特定の者であればできる	3. 会話以外の方法でできる	4. 独自の方法でできる	5. できない
説明の理解 (3-4)	1. 理解できる			2. 理解できない		3. 理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す (4-7)	1. 不要	2. 希に	3. 月に1回以上	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
異食行動 (4-16)	1. 不要	2. 希に	3. 月に1回以上	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
多動・行動停止 (4-19)	1. 不要	2. 希に	3. 月に1回以上	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
不安定な行動 (4-20)	1. 不要	2. 希に	3. 月に1回以上	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
自らを傷つける行為 (4-21)	1. 不要	2. 希に	3. 月に1回以上	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
他人を傷つける行為 (4-22)	1. 不要	2. 希に	3. 月に1回以上	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
不適切な行為 (4-23)	1. 不要	2. 希に	3. 月に1回以上	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
突発的な行動 (4-24)	1. 不要	2. 希に	3. 月に1回以上	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
過食・反すう等 (4-25)	1. 不要	2. 希に	3. 月に1回以上	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
てんかん	1. 年に1回以上			2. 月に1回以上		3. 週1回以上	
小計						点	点
総計							点

※10点以上の場合行動援護対象者(児)

別表第3（第6条第2項関係）

（1）障害者（共同生活援助利用者を除く。）

		障害福祉サービス			
障害支援区分	居宅介護	行動援護	重度訪問介護	(移動加算)	重度障害者等包括支援
区分1	20時間	60時間	127時間	(50時間)	52,300単位
区分2	28時間				
区分3	36時間				
区分4	44時間				
区分5	52時間				
区分6	60時間				

（2）障害児（共同生活援助者を除く。）

		障害福祉サービス				
障害支援区分	区分	居宅介護	行動援護	重度訪問介護	(移動加算)	重度障害者等包括支援
区分1	区分1	44時間	50時間	127時間	(50時間)	52,300単位
区分2						
区分3	区分2					
区分4						
区分5	区分3					
区分6						

備考) 1 この表における区分は、第4条第1項に規定する調査の上、障害の状態に応じ、次の表のとおり区分するものとする。

障害の状態	区分
食事、排泄、入浴若しくは移動について「全介助」を必要とするものが3項目以上ある障害児又は行動障害および精神症状が「ほぼ毎日（週5日以上）支援や配慮等が必要」が1項目以上ある障害児	3
食事、排泄、入浴若しくは移動について「全介助」若しくは「一部介助」を必要とするものが3項目以上ある障害児又は行動障害および精神症状が「週に1回以上の支援や配慮等が必要」が1項目以上ある障害児	2
区分3又は2に該当しない児童で食事、排泄、入浴又は移動について「全介助」又は「一部介助」を必要とするものが1項目以上ある障害児	1

(3) 共同生活援助利用者(児)

	障害福祉サービス	
障害支援区分	居宅介護 (通院等介助のみ)	行動援護
区分1	16時間	
区分2		
区分3		50時間 (児童は40時間)
区分4		
区分5		
区分6		

備考) 1 居宅介護は、月2回の利用を上限とする。

【特別加算】

① 介護力の評価(複数不可)	
単身者またはこれに準ずる状態で家族の介護を全く受けることができない場合	3点
家族が就労等により昼間独居となるなど十分な介護を受けることができない場合	2点
介護者自身に疾病・障害等がある場合	2点
同一世帯内に他に介護を要するものがある場合	2点
② 単身者等への夜間介護の評価(複数不可)	
単身者等で夜間において排尿・排便について支援がないと転倒や骨折の危険がある場合	1点
単身者等で夜間においておむつ交換や体位変換の支援が必要と認められる場合	1点
③ 一時的に支給量が必要な場合の評価(複数不可)	
長期間の入所・入院状態から退所・退院する場合(3ヵ月)	3点
単身生活を始めるにあたり、生活に慣れるまでの間(3ヵ月)	3点
家族が病気で入院するなど介護力が一時的に落ちる場合(事由に応じて一定の期間を定める)	3点
じょくそうができる等、医者の指示により一時的に手厚い介護(あるいは通院)が必要な場合(事由に応じて一定期間)	3点

①～③の合計得点		1・2点		3点	
対象者	区分	重度訪問介護 (h/月)	移動加算 (h/月)	重度訪問介護 (h/月)	移動加算 (h/月)
重度訪問介護対象者	区分4	138	50	165	50
重度訪問介護対象者	区分5	200	50	240	50
重度訪問介護対象者	区分6	250	50	300	50
重度障害者等包括支援	区分6	56,900単位		68,300単位	

別表第5（第4条第5項関係）

同行援護アセスメント表

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することが出来ることとする。

調査日

対象者氏名

調査員名

アセスメント項目

No	調査項目	0点	1点	2点	点数	
1	視力障害	普通	約1m離れた	目の前に置いた	ほとんど 見えない	見えているの か判断不能
	視力 (6-1)	(日常生活に 支障がない)	視力確認表の 図が見える	視力確認表の図 が見える		
	特記事項	障害支援区分認定調査項目「6-1」と同じ				
	備考	矯正視力による測定とすること				
2	視野障害	ない又は	両眼の視野がそれぞれ10度	両眼の視野がそれぞれ10度		
	視野	右記以外	以内でかつ両眼による視野 について視能率による 損失率が90%以上 (身体障害者手帳3級に相当)	以内でかつ両眼による視野 について視能率による 損失率が95%以上 (身体障害者手帳2級に相当)		
	特記事項	視力に上記問題がなく、視野に障害がある場合に評価すること				
	備考					
3	夜盲	ない又は	暗い場所や夜間等の移動の際、			
	網膜色素 変性症等 による 夜盲等	右記以外	慣れた場所以外では歩行 できない程度の視野、視力等 の能力の低下がある			
	特記事項	視力・視野に上記問題がなく、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること 必要に応じて医師意見書を添付				
	備考	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること				
4	移動障害	慣れていな	慣れた場所でのみ歩行が	できない		
	盲人安全 つえ(又は 盲導犬)の 使用による 単独歩行	い場所で あっても 歩行が できる	できる			
	特記事項	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする				
	備考	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること				

【留意事項】

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと

別表6(附則第3関係)

◎共同生活援助入居者の個人単位でのホームヘルプサービス利用に係る経過措置(平成30年3月末)

サービス区分		区分4	区分5	区分6	
介護給付	共同生活援助 (グループホーム)	重度訪問介護	7,440単位	9,540単位	15,000単位
		(重度訪問介護対象者のうち介護保険給付対象者)	3,660単位		
		居宅介護(重度訪問介護支給対象者要件に該当するものに居宅介護を決定した場合)	6,770単位	8,660単位	11,920単位
		居宅介護(行動援護支給対象者要件に該当する区分4以上のものに居宅介護を支給決定した場合)	5,320単位	7,260単位	10,510単位
		居宅介護(重度訪問介護及び行動援護支給対象者要件に該当しない区分4以上のものに居宅介護(身体介護に限る。)を支給決定した場合)	3,250単位	5,140単位	8,400単位
		居宅介護(同行援護支給対象者要件に該当する区分4以上のものに居宅介護を決定した場合)	3,080単位		

備考) 居宅介護については、介護保険給付対象者は除く。

◎経過的共同生活援助入居者の経過措置(平成30年3月末)

サービス区分		区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
介護給付	共同生活援助 (グループホーム)	居宅介護	1,400単位	3,690単位	4,660単位	6,510単位	9,760単位
		介護保険給付対象者	非該当				
		行動援護	非該当	5,640単位	6,590単位	8,440単位	11,630単位
		介護保険給付対象者		2,060単位			
		重度訪問介護	非該当		9,000単位	11,070単位	16,780単位
		介護保険給付対象者			3,660単位		
		同行援護	3090単位				